

家畜の飼養衛生管理状況等に関する

定期報告書の提出をお願いします**●年1回の報告義務があります**

家畜伝染病予防法に基づき、家畜を飼養している全ての方は毎年2月1日時点の飼養頭羽数や飼養衛生管理状況などについて都道府県知事あてに報告する必要があります。

●対象となる家畜の種類と報告の締め切り日

家畜の種類	締め切り日
牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし	4月15日
家きん（鶏、あひる、うずら、きじ だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥）	6月15日

●報告内容と必要書類**1 基本情報**

- ・家畜所有者の住所、氏名
- ・家畜の種類、頭羽数
- ・畜舎等の数
- ・衛生管理者の指定

2 飼養衛生管理基準の遵守状況※**3 添付書類※**

- ・農場平面図（衛生管理区域・消毒設備の設置箇所を明記）
- ・必要のない者の立入制限措置
- ・消毒設備の種類
- ・畜舎ごとの家畜の飼養密度
- ・埋却地、焼却等の確保状況
- ・担当獣医師名（大規模所有者のみ）

（書類は巡回等でお渡しし、記載頂いた後、内容を点検、回収します）



※次の頭羽数に該当する方は、2・3は不要です。

牛・水牛・馬：1頭のみ

鹿・めん羊・山羊・豚・いのしし：6頭未満

鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・

七面鳥：100羽未満、だちょう：10羽未満

**京都府中丹家畜保健衛生所**

〒620-0954 福知山市字半田371-2

TEL：0773-25-1860（夜間・休日もつながります）

FAX：0773-25-1861

家畜衛生対策の自己点検をしましょう！

◆畜舎や畜舎周辺の消毒

- 踏み込み消毒層の消毒薬は定期的に交換していますか？
- 畜舎内外を定期的に消毒していますか？
- 農場に出入りする車両を消毒していますか？



◆部外者の立入制限

- 関係者以外の方がみだりに畜舎に入らないように看板を立てたり、ロープを張ったりしていますか？
- 定期的に畜舎に出入りする獣医師や飼料業者など部外者用の長靴などを準備していますか？
- 畜舎の出入りした人や車両を記録していますか？

◆野生動物の侵入防止

- 防鳥ネットなどが破れ、野鳥など野生動物が畜舎に侵入していませんか？
- 畜舎周囲に雑草などが生い茂り、野生動物の隠れ屋になっていませんか？
- ネズミやハエなどの衛生害虫を駆除していますか？

◆点検の記録と保存

- 点検した項目は飼養衛生管理点検簿や日誌に記録し保存しましょう

◆家畜の健康観察

- 家畜の食欲や行動をよく観察し、異常があったら診療獣医師や家畜保健衛生所に速やかに連絡してください

京都府中丹家畜保健衛生所

〒620-0954 福知山市字半田371-2

TEL：0773-25-1860（夜間・休日もつながります）

FAX：0773-25-1861